

国指定小佐渡東部鳥獣保護区
小佐渡東部特別保護地区
指定計画書（案）

平成23年 月 日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

小佐渡東部特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

新潟県佐渡市所在国有林 123 林班いからほまで及びかからきまでの各小班、124 林班、新穂官行造林 4 林班から 6 林班並びに新穂官行造林 4 林班い小班内にある県有地並びに同林班い及びはの各小班内にある民有地の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで（7 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

国指定小佐渡東部鳥獣保護区は、昭和 38 年に絶滅の危機に瀕するトキの生息地保護のために設定された保護区である。

当該地域は、昭和 35 年から昭和 43 年にかけて毎年トキの繁殖が確認される等、過去において野生のトキの重要な営巣地及び採餌地となっていた。現在でもトキの営巣木として適したアカマツ及びコナラ等の大径木が残されているほか、人の手によるトキの採餌場所の整備及び維持管理が行われており、平成 20 年から再導入が実施されているトキの営巣地及び採餌場所として良好な自然環境を有していると考えられる。

このように当該区域は、トキの野生下への再導入を進める上で重要な区域であることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するトキを始めとする鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- ・ トキを始めとする鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥類の生息環境を脅かすような不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息環境への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・ ホンドテン等のトキを始めとする鳥獣の生息環境に影響を及ぼすおそれのある鳥

獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- ・当該区域の管理の実施に当たっては、トキ保護増殖事業計画に即して実施される保護増殖事業との連携を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 734ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	731ha
農耕地	—ha
水面	2ha
その他	1ha

イ 所有者別内訳

国有地 622ha

{	国有林	林野庁所管	622ha	{	制限林	—ha
	国有林以外の国有地		—ha		普通林地	622ha

地方公共団体有地	110ha	{	都道府県有地	2ha
私有地等	2ha		市町村有地等	108ha
公有水面	—ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—ha		
自然公園による地域 (小佐渡県立自然公園)	734ha	特別保護地区	—ha
		特別地域	—ha
		普通地域	734ha
文化財保護法による地域	—ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、佐渡市の南東部に連なる標高 600m 前後の小佐渡山脈のうち国見山を北端とした西側一帯に広がる山地である。

イ 地形、地質等

当該区域は、新生代、第三紀頃に海底の激しい火山活動によって生成された火山岩類によって構成されたものである。今から 500 万～80 万年前に海底の隆起によって山地が形成され、その後約 2 万年前までにかけて山地や丘陵の隆起がさらに活発となった。当該区域を流れる河川は、中央を流れる国府川と南端を流れる天神股川があるが、新穂ダムで合流し、国府川として国中平野を貫流しながら、真野湾に流下している。

土壌の分布としては、褐色森林土が全体を覆っている。

ウ 植物相の概要

国府川を境に北側はスギを主体とした人工造林地が比較的多く、南側はコナラ、クリを主体とした落葉広葉樹林地が広がっている。

エ 動物相の概要

当該区域は、過去において、希少鳥獣トキの採餌、営巣地であった他、カイツブリ等 112 種の鳥類、サドモグラ等 14 種のほ乳類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

なし

イ 有害鳥獣捕獲の実績

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の保護繁殖に必要な施設を設置することにより、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- ① 特別保護地区用制礼 5 本
- ② 案内板 1 基

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ	
コウノトリ	サギ	○ ゴイサギ ○ ダイサギ ○ アオサギ	
	トキ	<u>トキ</u>	EW、特天、国内希少
カモ	カモ	○ オシドリ ○ マガモ ○ カルガモ ○ コガモ ○ ヒドリガモ ○ オナガガモ ○ ホシハジロ ○ キンクロハジロ ○ スズガモ	DD
タカ	タカ	○ ミサゴ ハチクマ ○ トビ ○ <u>オジロワシ</u> <u>オオタカ</u> ツミ ○ ハイタカ ○ ノスリ サシバ	NT NT EN、国天、国内希少 NT、国内希少 NT
	ハヤブサ	○ <u>ハヤブサ</u>	VU、国内希少
キジ	キジ	○ ヤマドリ ○ キジ ○ コジュケイ	
	シギ	ヤマシギ アオシギ	
ハト	ハト	○ キジバト ○ アオバト	
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ カッコウ ○ ツツドリ ○ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	コノハズク ○ オオコノハズク ○ アオバズク	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	VU
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ ○ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ アカショウビン	

		○ カワセミ	
キツツキ	キツツキ	アリスイ アカゲラ ○ オオアカゲラ	
	ツバメ	ショウドウツバメ ○ ツバメ コシアカツバメ ○ イワツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ ○ ハクセキレイ ○ セグロセキレイ ビンズイ	
	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	
	モズ	○ モズ	
	カワガラス	○ カワガラス	
	ミソサザイ	○ ミソサザイ	
	ツグミ	コマドリ ノゴマ コルリ ルリビタキ ○ ジョウビタキ ○ ノビタキ ○ トラツグミ ○ クロツグミ アカハラ ○ シロハラ マミチャジナイ ○ ツグミ	
	ウグイス	○ ヤブサメ ○ ウグイス メボソムシクイ エゾムシクイ ○ センダイムシクイ ○ キクイタダキ	
	ヒタキ	○ キビタキ ムギマキ ○ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ	
	カササギヒタキ	○ サンコウチョウ	
	エナガ	○ エナガ	
	シジュウカラ	○ ヒガラ ○ ヤマガラ ○ シジュウカラ	

	メジロ	○ メジロ	
	ホオジロ	○ ホオジロ ○ カシラダカ ○ ミヤマホオジロ ノジコ ○ アオジ ○ クロジ	
	アトリ	○ アトリ ○ カウラヒワ ○ マヒワ イスカ ナキイスカ ベニマシコ ○ ウソ コイカル ○ イカル ○ シメ	
	ハタオリドリ	ニウナイスズメ ○ スズメ	
	ムクドリ	○ コムクドリ	
	カラス	○ サドカケス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス	
合計 (種)	34科	112種	

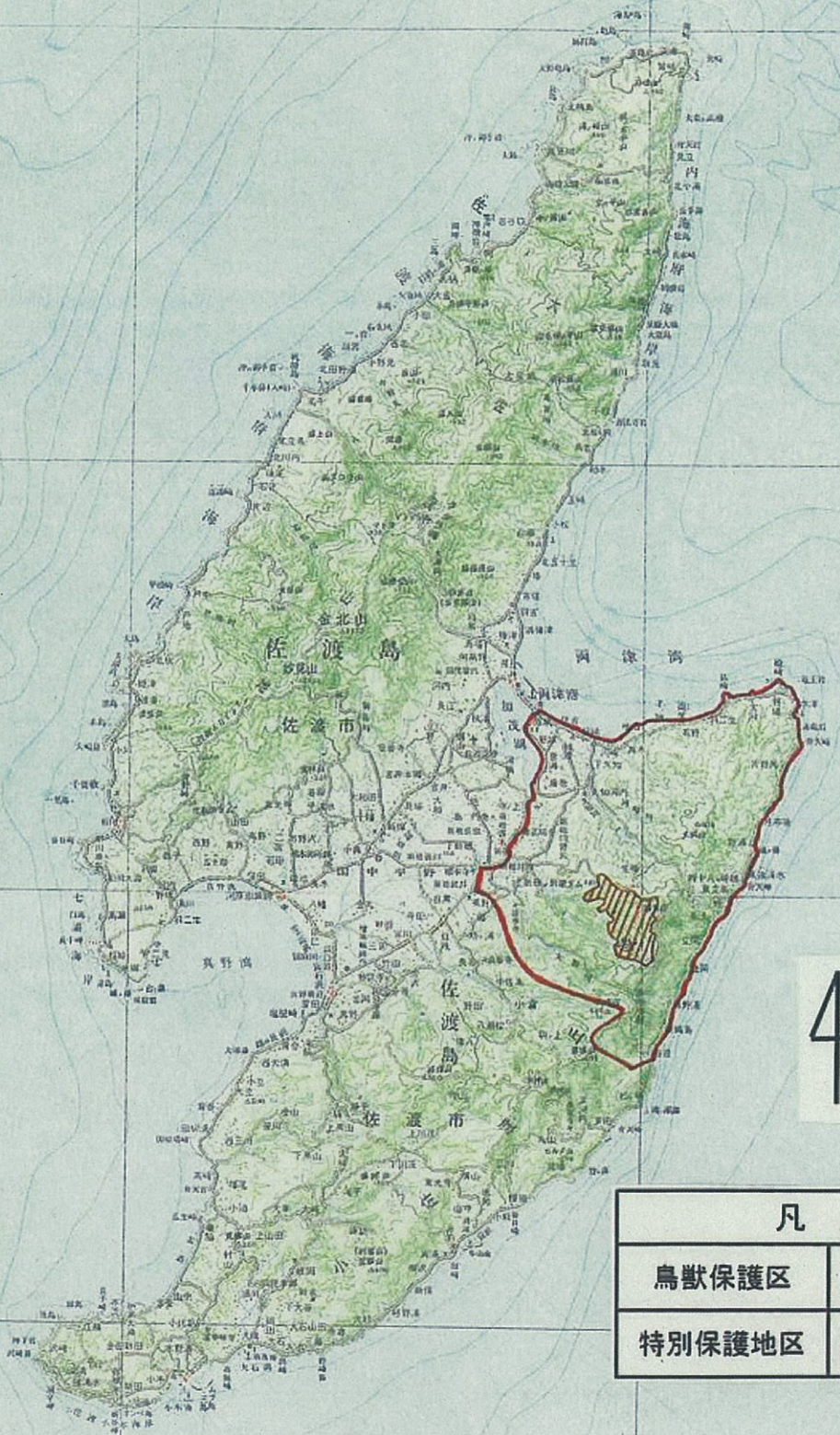
イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	サドトガリネズミ ○ホンシュウジネズミ	
	モグラ	○サドモグラ	NT
コウモリ	キクガシラコウモリ	○ニホンキクガシラコウモリ ニホンコキクガシラコウモリ	
	ヒナコウモリ	○モモジロコウモリ ○ユビナガコウモリ	
ネコ	イヌ	○ホンドタヌキ	
	イタチ	○ホンドテン ○ホンドイタチ	
ネズミ	ネズミ	○サドハタネズミ ○サドアカネズミ ○ホンドヒメネズミ	
ウサギ	ウサギ	○サドノウサギ	NT
合計	8科	14種	



(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 特天：国指定特別天然記念物
 - 国天：国指定天然記念物
 - レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 - レトリスト(平成19年環境省)(イ獣類)
 - GR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、
 - NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 3 ○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定小佐渡東部鳥獣保護区位置図(案)



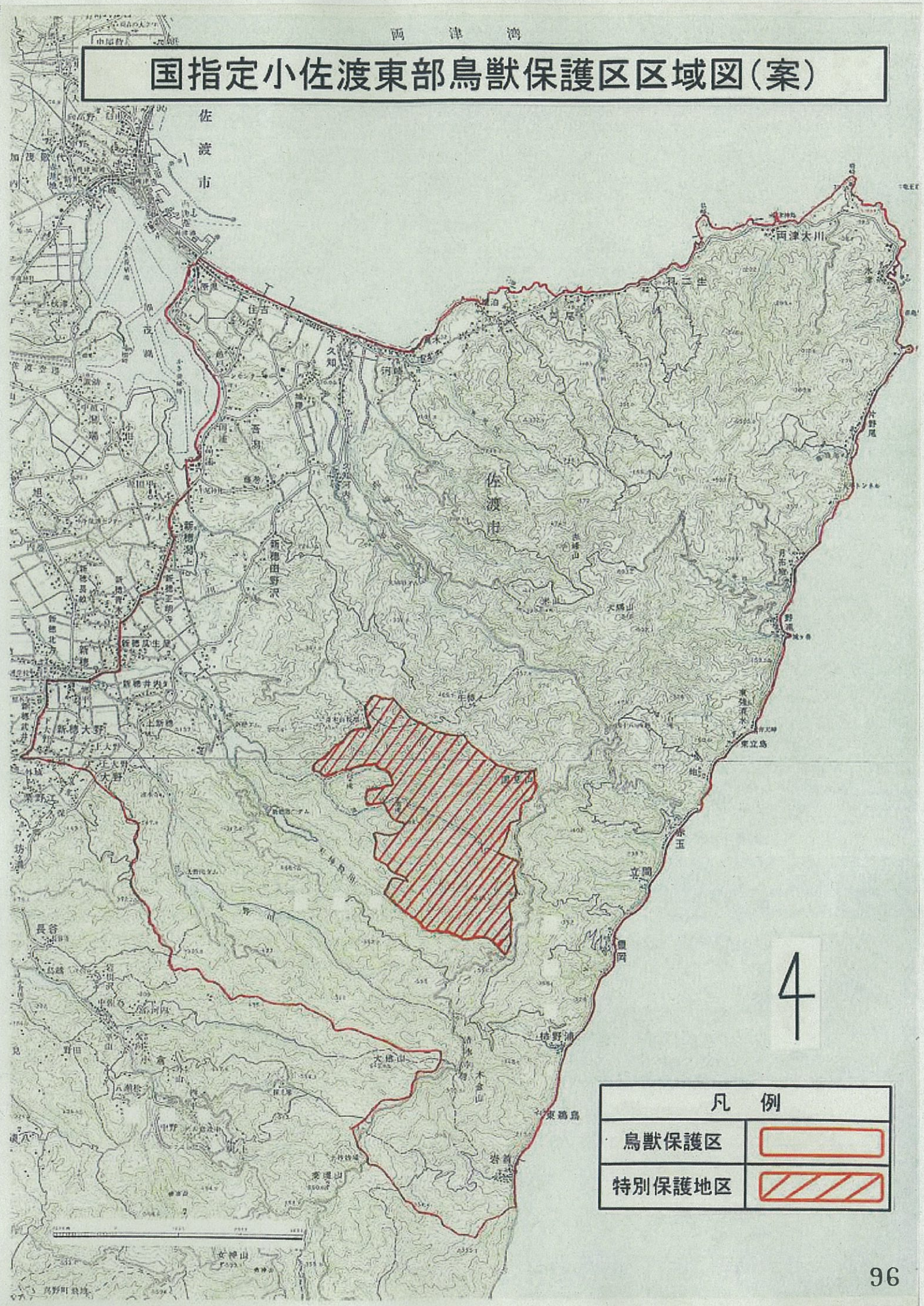
4

凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

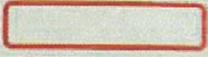

1 : 200,000

国指定小佐渡東部鳥獣保護区区域図(案)

佐
渡
市



4

凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

国指定小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区指定公聴会調書

1 名称

国指定小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区

2 開催日時

平成23年8月2日(火) 14時00分から15時15分まで

3 開催場所

トキ交流会館
新潟県佐渡市新穂潟上1101

4 議長名

関東地方環境事務所統括自然保護企画官
環境技官 大坪 三好

5 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
14人	9人	3人	2人

6 公述人賛否等

賛成	条件付賛成	反対
14人	0人	0人

7 傍聴者

0人

8 議長の判断

公述人の全員が賛成であり、案のとおり指定することが適当である。

9 公聴会公述人名簿

職 名 (代理人職名)	氏 名 (代理人名)	住 所	郵便番号
関東森林管理局長 (下越森林管理署佐和田森林事務所森林官)	臼杵 徳一 (牧野 拓也)	群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号 (新潟県佐渡市八幡914-1)	371-8508 (957-1311)
新潟県知事 (新潟県県民生活・環境部環境企画課主査)	泉田 裕彦 (保坂 育男)	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	950-8570
佐渡市長 (佐渡市環境対策課長)	高野 宏一郎 (児玉 龍司)	新潟県佐渡市千種232番地	952-1292
独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター 新潟水源林整備事務所長	辰本 崇文	新潟県新潟市中央区川端町2-9	951-8053
社団法人新潟県農林公社 理事長	加茂田 俊則	新潟県新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル	950-0965
佐渡農業協同組合 代表理事理事長	板垣 徹	新潟県佐渡市原黒300-1	952-8502
新穂森林組合 代表理事組合長	小杉 守	新潟県佐渡市新穂瓜生屋666番地2	952-0106
両津東部森林組合 代表理事組合長	中山 萬壽夫	新潟県佐渡市下久知572番地13	952-3424
新穂村土地改良区 理事長	相田 邦夫	新潟県佐渡市新穂瓜生屋490番地	952-0106
両津土地改良区 理事長	水上 正一郎	新潟県佐渡市両津夷98番地の25	952-0011
社団法人佐渡観光協会 理事長	木村 英太郎	新潟県佐渡市両津湊198番地	952-0014
佐渡とき保護会 会長	坂田 金正	新潟県佐渡市秋津1596番地	952-0021
社団法人新潟県猟友会 佐渡支部長	笠井 照夫	新潟県佐渡市河原田本町394 佐和田行政サービスセンター内	952-1393
日本野鳥の会佐渡支部 支部長	坂田 金正	新潟県佐渡市下新穂490 新穂行政サービスセンター内	952-0106

10 公述人の意見概要

職名	賛	否	意見の概要
関東森林管理局長 白杵 徳一	○		当該地区はトキの放鳥を行っている重要な区域であり、国有林野事業では平成15年度より「トキ営巣候補木等の保全整備事業」に取り組み、マツクイムシの被害木除去や営巣候補木へ薬剤の樹幹注入等を実施している。 トキが自然状態で安定的に存続できるよう、生息環境の維持管理が行われている既指定の同特別保護地区を再指定することについて賛成である。
新潟県知事 泉田 裕彦	○		
佐渡市長 高野 宏一郎	○		今後も継続した地区での放鳥が必要だと考えており、同特別保護地区を再指定することについて賛成である。
(独) 森林総合研究所 森林農地整備センター 新潟水源林整備事務所 所長 辰本 崇文	○		小佐渡東部特別保護地区の指定については賛成である。
(社) 新潟県農林公社 理事長 加茂田 俊則	○		分収造林地が特別保護地区に入っていないければ賛成である。
佐渡農業協同組合 代表理事理事長 板垣 徹	○		特別保護地区を含め佐渡全体でトキの野生復帰を進めていくため、佐渡の農業者が自然との共生、あるいは生き物との係わりを大切にしているということを経験発信していくことが非常に重要だと考えている。特別保護地区を始めとして保護活動が一層進むのを期待して賛成する。
新穂森林組合 代表理事組合長 小杉 守	○		
両津東部森林組合 代表理事組合長 中山 萬壽夫	○		
新穂村土地改良区 理事長 相田 邦夫	○		
両津土地改良区 理事長 水上 正一郎	○		
佐渡観光協会 会長 木村 英太郎	○		
佐渡とき保護会 会長 坂田 金正	○		
(社) 新潟県猟友会佐渡支部 佐渡支部長 笠井 照夫	○		10年の期間が7年になった事は猟友会の要望通りなので、賛成する。
日本野鳥の会佐渡支部 佐渡支部長 坂田 金正	○		

平成23年8月2日

議長

関東地方環境事務所

統括自然保護企画官 大坪 三好

